

公 告

公告

長野県地方労働委員会の労働者を代表する者（労働者委員）に1名の欠員が生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり補欠の委員の候補者の推薦を求めます。

平成16年9月6日

長野県知事 田中康夫

1 推薦団体の資格

長野県の区域内のみに組織を有する労働組合であること。

2 推荐に係る提出書類

- (1) 推薦書 (別記様式1)
- (2) 被推薦者の履歴書 (別記様式2)
- (3) 推薦団体が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合である旨の長野県地方労働委員会の証明書

3 提出期限

平成16年9月22日（水）

4 提出先

長野県社会部労政課（県庁専用郵便番号 380-8570）

(別記様式1)

推	薦	書
---	---	---

年 月 日

長野県知事 殿

所 在 地	労働組合名	執行委員長 氏名
-------	-------	----------

長野県地方労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

記

(ふりがな) 氏 名	年齢	所属名及び職名	現住所	推薦理由

(別記様式2)

履歴書

ふりがな			生年月日	年 月 日生
氏名				
現住所 (連絡先)	郵便番号		TEL	
	()		FAX	
			E-mail	
本籍地	郵便番号			
年	月	学歴・職歴等(最終学歴から記載ください。)		
労働組合法第19条の4第1項に定める欠格条項(禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること)の該当の有無			有・無	
上記のとおり相違ありません。				
平成 年 月 日 氏 名			印	

労政課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年9月6日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年8月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 メイト

3 代表者の氏名

野溝道子

4 主たる事務所の所在地

岡谷市神明町一丁目2番2号

5 定款に記載された目的

この法人は、要介護者、障害者、乳幼児に対して、生活支援サービス（通所介護事業、訪問介護事業、育児支援事業）を行い、利用者の孤立感の解消や家族の負担軽減に配慮した小規模多機能の施設として、一人一大切にしたサービス提供につとめ、安心して豊かに暮らせる地域福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年9月6日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名	住所
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄	長野市川中島町御厨石河原37

(変更後)

名称	代表者の氏名	住所
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄	長野市川中島町御厨石河原37
(株)伊勢屋薬局	代表取締役 飯島健雄	千曲市大字稻荷山836

4 変更した年月日

平成16年7月1日

5 届出年月日

平成16年8月20日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年9月6日から平成17年1月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年9月6日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時
(株)伊勢屋薬局		午後8時30分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		24時間
(株)伊勢屋薬局	午前9時	午後8時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	午前6時から午後9時まで
2	—	24時間
3	—	午前6時から午後9時まで

4 変更する年月日

平成16年9月24日

5 届出年月日

平成16年8月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年9月6日から平成17年1月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

平成16年度後期技能検定を次のとおり行います。

平成16年9月6日

長野県知事 田中康夫

1 試験区分

試験区分は、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

2 実施職種及び試験の期日

(1) 学科試験

ア 特級

検定職種及び作業名	期日
鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	平成17年2月13日(日)

イ 1級、2級、3級及び単一等級

検定職種及び作業名	期日
機械検査 配管（建築配管に係るものに限る。） 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工 金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）	平成17年1月30日(日)
空気圧装置組立て 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工（石材加工に係るものに限る。）みそ製造 建築大工 かわらぶき 防水施工（アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改良アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）機械・プラント製図（機械製図手書き 機械製図CADに係るものに限る。）塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）樹脂接着剤注入施工 印章彫刻（木口彫刻に係るものに限る。）工場板金（機械板金 数値制御パレットパンチプレス板金に係るものに限る。）鉄道車両製造・整備（走行装置整備 鉄道車両点検・調整に係るものに限る。）時計修理 パン製造 コンクリート圧送施工	平成17年2月6日(日)
半導体製品製造（集積回路チップ製造 集積回路組立てに係るものに限る。）プリント配線製造（プリント配線板設計 プリント配線板製造に係るものに限る。）光学機器製造（光学機器組立てに係るものに限る。）製版（DTPに係るものに限る。）プラスチック成形（射出成形3級）テクニカルイラストレーション（立体図作成 立体図仕上げ テクニカルイラストレーション3級に係るものに限る。）電気製図 枠組壁建築 機械保全（機械系保全 電機系保全 設備診断に係るものに限る。）	平成17年2月13日(日)

(2) 実技試験

平成16年11月26日（金）から平成17年2月20日（日）までの間において別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種において実施します。

3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

4 実技試験問題の公表

平成16年11月19日（金）から長野県職業能力開発協会で行います（一部の職種を除く。）。

5 受検資格

(1) 特級の技能検定試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の規定に該当する者

- (2) 1級の技能検定試験
法第45条及び規則第64条の2の規定に該当する者
- (3) 2級の技能検定試験
法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者
- (4) 3級の技能検定試験
法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者
- (5) 単一等級の技能検定試験
法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

6 受検手続

- (1) 提出書類
ア 技能検定受検申請書
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先
長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)
(長野県婦人会館3階)
長野県職業能力開発協会
電話番号 026 (234) 9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)

(3) 受付期間
平成16年9月28日(火)から平成16年10月8日(金)まで
(郵送による場合は、平成16年10月8日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 手数料
特級、1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

(7) 特級、1級、2級、3級(在校生が受検する場合を除く。)及び単一等級

検定職種	金額
鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めつき 仕上げ 機械検査(特級に限る。) ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造 工場板金 機械保全 半導体製品製造 プリント配線製造 鉄道車両製造整備 時計修理 光学機器製造 空気圧装置組立て 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製版 石材施工 パン製造 みそ製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 ガラス施工 印章彫刻 金属材料試験 塗装 枠組壁建築 樹脂接着剤注入施工	15,700円
機械検査(1級、2級、3級に限る。)	13,000円
テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 電気製図	11,500円

(1) 3級(在校生が受検する場合に限る。)

検定職種	金額
プリント配線製造 時計修理 プラスチック成形 配管	10,500円
機械検査	8,700円
テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 電気製図	7,700円

(注) 「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

- a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)
- b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表

平成17年3月15日(火)に県庁東側掲示板、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には直接通知します。

8 その他

申請書の用紙及び受検案内は、長野県職業能力開発協会、長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターで交付します(郵送を希望する場合は、切手140円相当分を同封の上、長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局あて申請してください。)。

産業活性化・雇用創出推進局

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成16年9月6日

長野県公営企業管理者 古林弘充

名 称	所 在 地	廃止年月日
ライフホームメンテナンス	長野市篠ノ井御幣川926番地	平成16年7月31日

水道課